

大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る

事後調査報告書

(平成 25 年 9 月分【埋立中調査②】)

【廃棄物処分場周辺 悪臭】

国土交通省 近畿地方整備局

大阪市 港湾局

大阪湾広域臨海環境整備センター

目 次

I 事後調査の概要

1. 調査概要	I - 1
2. 工事の実施状況	I - 2
3. 調査結果の概要	I - 3

II 事後調査結果

3. 悪臭（廃棄物処分場周辺）	II - 1
-----------------	-------	--------

I 事後調査の概要

1. 調査概要

「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画」に基づく平成 25 年 9 月の事後調査の概要は表-1 に、調査地点の位置は図-1 に示すとおりである。

表-1 事後調査の概要（平成 25 年 9 月分②）

廃棄物処分場の埋立に係る調査

表-1(1) 悪臭

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
臭気強度 臭気指数 特定悪臭物質濃度	1点(大阪南港野鳥園)	9月10日	2回/年 (8月、9月)

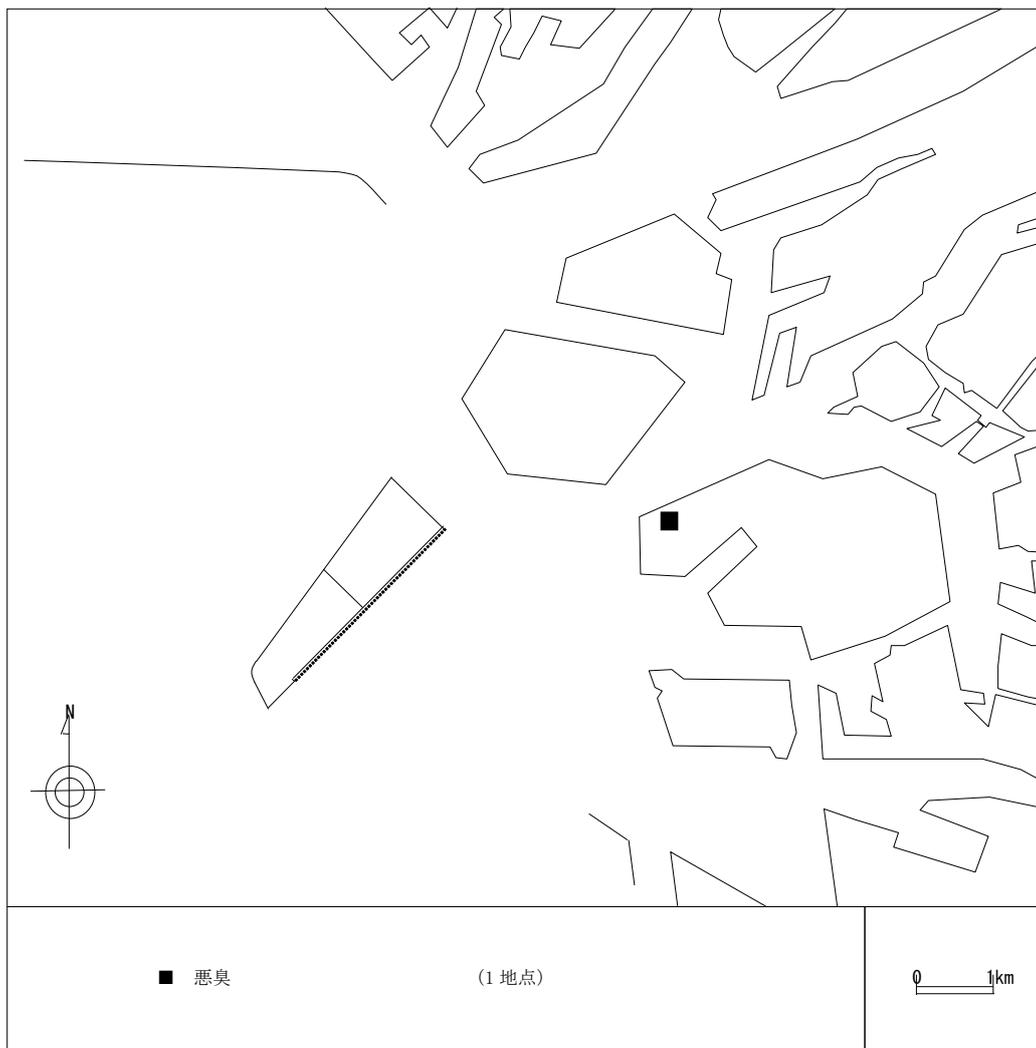


図-1 悪臭の調査地点（平成 25 年 9 月分②）

3. 調査結果の概要

廃棄物処分場の埋立に係る調査

(1) 悪臭 [悪臭様式第1号]

特定悪臭物質はいずれも報告下限値未満であった。

臭気強度は0であった。

臭気指数は10未満であり、規制基準値(10)を下回っていた。

臭質は無臭であった。

《 参 考 》 環 境 基 準 等 (本 報 告 関 係 分)

1. 規 制 基 準 等

(1) 悪 臭

項 目	基 準 値
臭 気 指 数	敷地境界線における規制基準：10 規制地域：大阪市の区域 ^{注1)} 、堺市の区域 ^{注2)} (泉大津市については、指導指針値 ^{注3)} の取り扱いである。)

注1：悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準；大阪市（平成18年1月告示）

注2：悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準；堺市（平成19年11月告示）

注3：泉大津市悪臭公害防止指導要綱；泉大津市（昭和59年3月公布）

※ なお、大阪府の大气環境に関する環境保全目標では、悪臭については「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」となっている。

II 事後調查結果

悪臭調査結果

[平成25年9月分]

調査日：平成25年9月10日

調査地点		大阪南港野鳥園
項目		
気 象	天 候	晴
	気 温 [°C]	28.3
	湿 度 [%]	58
	風 向	北西
	風 速 [m/s]	1.0
特 定 悪 臭 物 質 濃 度 [ppm]	アンモニア	<0.1
	メチルメルカプタン	<0.0005
	硫化水素	<0.001
	硫化メチル	<0.001
	二硫化メチル	<0.001
	トリメチルアミン	<0.001
	アセトアルデヒド	<0.005
	プロピオンアルデヒド	<0.005
	ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009
	イソブチルアルデヒド	<0.002
	ノルマルペンチルアルデヒド	<0.0009
	イソペンチルアルデヒド	<0.0003
	イソブタノール	<0.09
	酢酸エチル	<0.3
	メチルイソブチルケトン	<0.1
	トルエン	<1
	スチレン	<0.04
	キシレン	<0.1
	プロピオン酸	<0.0004
	ノルマル酪酸	<0.0004
ノルマル吉草酸	<0.0004	
イソ吉草酸	<0.0004	
臭 気 強 度		0
臭 気 指 数		10未満
臭 質		無臭